

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)

第三十七条 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。

〔回〕を削る。

別記様式第三号の六及び別記様式第三号の九中「申請者 印」を「申請者」に改める。

別記様式第五号から別記様式第七号の二までの様式中「回」を削る。

別記様式第七号の二の二中「氏名 回」を「氏名」に改める。

別記様式第七号の四及び別記様式第七号の五中「回」を削る。

別記様式第七号の六中「回」を削る。

別記様式第十二号及び別記様式第十二号の二中「回」を削る。

別記様式第十二号の三中「回」及び「印」を削る。

別記様式第十二号の四中「及び氏名 印」を「及び氏名」に改める。

別記様式第十二号の五中「印」を削る。

別記様式第十三号から別記様式第十五号まで及び別記様式第十六号の二から別記様式第十六号の四までの様式中「回」を削る。

別記様式第十七号及び別記様式第十八号中「印」を削る。

別記様式第十九号中「及び氏名 印」を「及び氏名」に改める。

別記様式第二十号中「印」を削る。

別記様式第二十一号中「及び氏名 印」を「及び氏名」に改める。

別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「印」を削る。

別記様式第二十三号の二中「回」を削る。

別記様式第二十六号中「回」及び備考6を削り、備考7を備考6とする。

別記様式第二十一号中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

別記様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

別記様式から第五号様式までの様式中「回」及び注2を削り、注1を注とする。

別記様式第六号様式中「回」及び注5を削る。

別記様式中「回」及び注2を削り、注1を注とする。

第十号様式中「回」及び注2を削り、注1を注とする。

第十二号様式中「印」及び注5を削る。

第八号様式中「回」及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の二様式中「回」及び注2を削り、注1を注とする。

第二号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第三十八条 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二十六号中「回」を削る。

別記様式第二十一号中「印」を削る。

別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「印」を削る。

別記様式第二十三号の二中「回」を削る。

別記様式第二十六号中「回」及び備考6を削り、備考7を備考6とする。

別記様式第二十一号中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

別記様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

別記様式から第五号様式までの様式中「回」及び注2を削り、注1を注とする。

別記様式第六号様式中「回」及び注5を削る。

別記様式中「回」及び注2を削り、注1を注とする。

第十号様式中「回」及び注2を削り、注1を注とする。

第十二号様式中「印」及び注5を削る。

第八号様式中「回」及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の二様式中「回」及び注2を削り、注1を注とする。

第二号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第三十八条 内航海運組合法施行規則(昭和三十二年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称」に改める。

別記様式第三及び別記様式第四中「印」を削る。

(宅地造成等規制法施行規則の一部改正)

第四十五条 宅地造成等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第二号)の一部を次のように改める。

別記様式第一中「印」及び注意5を削る。

別記様式第二中「印」及び注意3を削る。

(内航海運組合法施行規則の一部改正)

第三十九条 内航海運組合法施行規則(昭和三十二年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一項中「添え」の下に「当事者の名称及び」を加え、「当事者が連署して」を削る。

(港湾運送事業法施行規則の一部改正)

第四十条 港湾運送事業法施行規則(昭和三十四年運輸省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「に当事者が連署して、これ」を削る。

第十五条第一項中「に当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)して、これを」を削る。

(自動車ターミナル法施行規則の一部改正)

第四十一条 自動車ターミナル法施行規則(昭和三十四年運輸省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「に当事者が連署して、これ」を削る。

第七条第一項中「に当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)して、これ」を削る。

(住宅地区改良法施行規則の一部改正)

第四十二条 住宅地区改良法施行規則(昭和三十五年建設省令第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び備考5を削る。

(施工技術検定規則等の一部改正)

第四十三条 次に掲げる省令の規定中「印」を削る。

一 施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)様式第二号(印)及び様式第一号(印)

二 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則(昭和四十年總理府令第四十二号)別記様式第三

三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十四年建設省令第四十八号)別記様式第一

四 地盤公示法施行規則(昭和四十四年建設省令第五十五号)別記様式第二

五 積立式宅地建物販売業法施行規則(昭和四十六年建設省令第二十九号)別記様式第一、別記様式第四

六 國土利用計画法施行規則(昭和四十九年總理府令第七十二号)別記様式第一から別記様式第四

まで及び別記様式第六

七 船員に関する労働者財産形成促進法施行規則(昭和五十年運輸省令第四十六号)別記様式

八 農業組合の行う土地区画整理事業の施行及び生産継続地区に関する都市計画についての要請に

関する省令(昭和五十六年建設省令第十号)別記様式第一及び別記様式第二

九 航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令(平成六年運輸省令第五十号)第

一 号様式及び第二号様式

(公共用地の取得に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第四十四条 公共用地の取得に関する特別措置法施行規則(昭和三十六年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称」に改める。

別記様式第三及び別記様式第四中「印」を削る。

(宅地造成等規制法施行規則の一部改正)

第四十五条 宅地造成等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第二号)の一部を次のように改める。

別記様式第一中「印」及び注意5を削る。

別記様式第二中「印」及び注意3を削る。

(船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正)

第四十六条 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和三十七年運輸省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「回」及び注を削る。